



## 交流試合の実施に関する協定書

公益財団法人日本野球連盟（以下「JABA」という。）と一般社団法人日本独立リーグ野球機構（以下「IPBL」という。）は、加盟する野球チーム間の交流試合の実施について以下のとおり協定書を締結する。

### 1. 交流試合の目的

相互の友好親善、技術向上を図ることを目的とする。

### 2. 競技規則の遵守

公認野球規則により交流試合が行われるものとする。また、それぞれの内規等の取り扱いについては、当該チーム間の協議により決定するものとする。

### 3. 交流試合を行うことができるチーム、役員及び選手構成について

#### (1) JABA

- ・チーム JABA登録規程に基づき加盟登録した加盟チームとする。
- ・役員及び選手構成 JABA登録規程に基づき競技者登録を完了した競技者とする。

#### (2) IPBL

- ・チーム IPBLに加盟しているリーグに所属する球団とする。
- ・役員及び選手構成 IPBLの規程に基づき球団と契約を締結している役員及び選手とする。  
ただし、選手契約を締結していない練習生等の出場は認めない。

#### (3) その他の合意事項

各チーム及び選手は傷害保険に加入していること。  
義務教育を修了していない選手の出場は認めない。

### 4. 有料試合や大会の開催

- (1) 原則として有料試合は行わない。
- (2) 大会やリーグ戦は行わない。

### 5. 審判員

審判員の手配は、当該チーム間で協議のうえ行う。

- ① JABA審判員の内、高校・大学の審判員を兼務している審判は、あらかじめ、日本学生野球協会の承認を得た者でなければならない。
- ② 手当は、それぞれの規程による。

### 6. 申請と承認

<申請手続き>

- ① 開催についての詳細は、当該チーム間（又は、連盟、協会など）で協議して決める。
- ② 当該チームは、事前に申請書を提出することとする。  
※ JABA加盟チームは、JABAへ申請書を提出する。  
※ IPBL加盟リーグ所属チームは、IPBLへ申請書を提出する。
- ③ JABAとIPBLは、それぞれ提出された書類内容を確認し各チームに返答する。
- ③ 試合終了後、試合結果を報告する。

<申請事項>

- ① 対戦チーム、② 開催期日、③ 開催球場、④ 担当者連絡先、⑤ 審判員・記録員の手配方法、⑥ その他必要と思われる事項。

<試合結果の報告>

①試合結果については、イニングスコア及びバッテリー、長打などを報告する。

※試合結果は、IPBL加盟チームはIPBLへ、JABA加盟チームはJABAに報告をする。

7. 本協定書に記載の事項等について疑義が生じた場合は、両者、誠意をもって解決に努めるものとする。

2021年2月25日

公益財団法人 日本野球連盟  
会長 清野



一般社団法人日本独立リーグ野球機構  
会長 馬郡 健

